

日薬連発第 460 号  
2025 年 7 月 7 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会  
(押印省略)

【依頼・周知】令和 7 年度「自殺予防週間」に  
実施する取組の登録について（依頼）

標記について、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より、下記及び別添のとおり依頼がありましたので、貴団体において該当ある場合は、期限までに、「日薬連事務局・奥田 (e-mail: [okuda@fpma.j.gr.jp](mailto:okuda@fpma.j.gr.jp))」あて、別添「登録様式」にて回答をお願いします。

【回答期限】2025 年 7 月 17 日(木)

<「厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課」からの連絡文>

厚生労働省では、9月 10 日(水)～16 日(火)の自殺予防週間に合わせて、関係府省庁、関係団体等の方々が実施する各種の取組について、広く国民の皆様へ情報提供をしたいと考えております。

貴団体の中で自殺予防週間に合わせて実施する取組がございましたら添付のエクセルに記入のうえ、7月 18 日(金)までにご登録よろしく願いいたします。

参考に、直近の公表資料(3月自殺対策強化月間)について共有いたします。

【登録様式】

別添のとおり

【ご参考: 令和6年度自殺対策強化月間の主な取組(厚生労働省 HP)】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/r6\\_jisatsutaisakugekkan.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/r6_jisatsutaisakugekkan.html)

(参考)

自殺対策基本法(平成 18 年法律第 85 号)第7条第2項において、9月 10 日から9月 16 日は「自殺予防週間」と位置づけられています。

また、同条第3項に基づき、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するものとし、

それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする」と規定されています。

○自殺対策基本法(平成18年法律第85号)(抄)

(自殺予防週間及び自殺対策強化月間)

第7条

- 2 自殺予防週間は9月10日から9月16日までとし、自殺対策強化月間は3月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、自殺予防週間においては、啓発活動を広く展開するものとし、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。